7　保安基準第44条第６項の告示で定める障害物は、次表に掲げるものをいう。

表　（略）

8　保安基準第44条第７項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、次に定める基準とする。

一～三　（略）

9　前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第８項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一・二　（略）

10・11　（略）

（内圧容器及びその附属装置）

第228条　自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の２の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第７号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八　（略）

２　（略）

（制動装置）

第242条　（略）

２　（略）

３　最高速度50㎞／ｈ以下の施行規則第１条第２項の第一種原動機付自転車（一般原動機付自転車に限る。以下「第一種一般原動機付自転車」という。）には、前項の基準（第４号を除く。）に適合する２系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二　（略）

三　四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

４　（略）

（制動装置）

第258条　（略）

２　（略）

３　最高速度50㎞／ｈ以下の第一種一般原動機付自転車には、前項の基準（第４号を除く。）に適合する２系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二　（略）

8　保安基準第44条第５項の告示で定める障害物は、次表に掲げるものをいう。

表　（略）

9　保安基準第44条第６項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

一～三　（略）

10　前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第７項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一・二　（略）

11・12　（略）

（内圧容器及びその附属装置）

第228条　自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の２の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第７号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八　（略）

２　（略）

（制動装置）

第242条　（略）

２　（略）

３　最高速度50㎞／ｈ以下の施行規則第１条第２項の第一種原動機付自転車（一般原動機付自転車に限る。以下「第一種一般原動機付自転車」という。）には、前項の基準（第４号を除く。）に適合する２系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二　（略）

三　四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置

４　（略）

（制動装置）

第258条　（略）

２　（略）

３　最高速度50㎞／ｈ以下の第一種一般原動機付自転車には、前項の基準（第４号を除く。）に適合する２系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二　（略）